

# 三田市教育委員会後援等名義について

## 申請手続きから事業報告までの手順

- 1 申請書の提出
  - ・ 三田市教育委員会後援等名義使用許可申請書  
開催実施1ヶ月前までに提出してください。
- 2 許可・不許可についての通知
  - 原則として、申請書受領後14日以内に通知します。
  - ただし、教育委員会で判断を要するものは、意思決定後14日以内となります。
- 3 事業実施
- 4 事業実施報告書の提出
  - ・ 事業報告書  
事業実施後14日以内に提出してください。

## 申請に関する留意点

- 1 それぞれの事業についての趣旨・実施方法・啓発方法などできるだけわかりやすく記載してください。
- 2 事業目的については、教育委員会の後援が必要な理由がわかるよう記載してください。
- 3 有料事業の後援については、申請書に必ず、予算収支を記入してください。  
(別紙でも可、収入＝支出が原則です)
- 4 申請書のほかに、実施内容のわかるものを添付してください。
- 5 団体においては、規約等があれば申請時に添付してください。
- 6 昨年度の活動実績がある場合、活動状況など参考として添付してください。
- 7 審査において、不許可となる場合もあります。
- 8 許可・不許可の送付先を明確に記載してください。

お問い合わせ・提出先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市教育委員会 教育総務課 (企画担当)

TEL:079-559-5131 FAX:079-563-1343